## ○牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

昭和58年7月1日

規則第5号

改正 昭和59年7月1日規則第2号

昭和61年7月4日規則第2号

昭和62年7月1日規則第5号

昭和63年7月1日規則第4号

平成元年6月30日規則第5号

平成2年7月9日規則第2号

平成3年7月1日規則第4号

平成4年7月1日規則第3号

平成5年7月1日規則第3号

平成6年7月1日規則第3号

平成6年10月1日規則第8号

平成7年3月31日規則第8号

平成7年6月26日規則第10号

平成7年7月1日規則第11号

平成8年7月1日規則第2号

平成9年7月1日規則第5号

平成9年9月1日規則第7号

平成10年7月1日規則第8号

平成11年3月31日規則第4号

平成11年8月1日規則第13号

平成12年8月1日規則第17号

平成16年4月1日規則第3号

平成20年12月22日規則第8号

平成20年12月22日規則第9号

平成20年12月22日規則第10号

平成22年9月29日規則第12号

平成24年8月1日規則第11-1号

平成28年7月13日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和 48年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第3項の規則で定める法令等)

- 第2条 条例第2条第3項の規則で定める法令は、次のとおりとする。
  - (1) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
  - (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
  - (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
  - (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
  - (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- 2 条例第3条第1項に規定する規則で定める額は、条例第2条第1項第3号及び第4号に 定める要件を具備する母子家庭の児童、父子家庭の児童又は父母のない児童が通院治療を 受けた時に限り、病院若しくは診療所等(保険薬局を除く)の診療報酬明細書(訪問看護 診療費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、1,000 円とする。なお、医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により、助 成者が負担することになる費用が1,000円に満たないときは、当該金額とする。
- 3 条例第3条第3項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

区分	扶養親族	金額
	等の数	
条例別表第1第1号、第2号の	0人	159万5,000円
(1)及び第3号に定める要件	1人以上	159万5,000円に当該扶養親族等1人につき38万
を具備する者		円を加算した額(当該扶養親族等が所得税法(昭和
		40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者
		又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象
		配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当
		該扶養親族等が特定扶養親族(同法に規定する特定
		扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限
		る。)をいう。)であるときは、当該特定扶養親族
		等1人につき63万円とする。)

条例別表第1第2号の(2)号に0人	159万5,000円
定める要件を具備する者及 1人以	以上 159万5,000円に当該扶養親族等1人につき38万
び別表第2に定める要件を	円を加算した額(当該扶養親族等が所得税法に規定
具備する者	する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である
	ときは、当該老人控除配偶者又は老人扶養親族1人
	につき48万円とし、当該扶養親族等(同法に規定す
	る特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の
	者に限る。)をいう。)であるときは、当該特定扶
	養親族1人につき58万円とする。)

4 条例第3条第3項第2号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

区分	扶養親族等	金額
	の数	
条例別表第1第1号、	0人	628万7,000円
第2号の1及び第3号	1人	653万6,000円
に定める要件を具備	2人以上	653万6,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親
する者		族等1人につき21万3,000円を加算した額(所得税法に規
		定する老人扶養親族があるときは、当該老人扶養親族1人
		につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないと
		きは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族
		1人につき)6万円を加算した額)
条例別表第1第2号の	0人	621万6,000円
2に定める要件を具	1人	646万5,000円
備する者及び別表第	2人以上	646万5,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親
2に定める要件を具		族等1人につき21万3,000円を加算した額(所得税法に規
備する者		定する老人扶養親族があるときは、当該老人扶養親族1人
		につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないと
		きは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族
		1人につき)6万円を加算した額)

5 条例第3条第6項に規定する所得の範囲及びその額の算定方法は、国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定によりなおその効力を 有するものとされた旧国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「施行令」という。) 第6条、第6条の2及び第6条の3の規定を準用する。

(受給者証等の交付申請)

- 第3条 医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ、条例第2条第1項第1号又は第2号に規定する重度心身障害者(以下「重度心身障害者」という。)にあっては、重度心身障害者等医療費受給者認定申請書(様式第1号)を、同項第3号又は第4号に規定するひとり親家庭の父母等(以下「ひとり親家庭の父母等」という。)にあっては、ひとり親家庭等医療費受給者認定申請書(様式第1号の2)を牟岐町長に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、別表第1又は別表第2に掲げる書類を提示し、若しくは添付しなければならない。

(65歳の者に係る受給者証の交付申請)

第3条の2 受給者証等の交付を受けている64歳の者が満65歳に達する日以降も引き続き 医療費の助成を受けようとするときは、満65歳に達する日の7日前までに、重度心身障 害者等医療費受給者認定申請書(様式第1号)に別表第1又は別表第2に掲げる書類を添 えて、これを牟岐町長に提出しなければならない。この場合において、牟岐町長は、加入 医療保険に関するものを除き、申請書の記載又は書類の提示若しくは添付を省略させるこ とができるものとする。

(受給者証等の更新申請等)

- 第4条 重度心身障害者等医療費受給者証(様式第2号)、重度心身障害者等医療費受給者証(後用)(様式第2号の2)又はひとり親家庭等医療費受給者証(様式第2号の3)(以下「受給者証」という。)の交付を受けている者及び重度心身障害者等医療費受給者認定書(様式第2号の4)又はひとり親家庭等医療費受給者認定書(様式第2号の5)(以下「認定書」という。)の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、重度心身障害者にあっては、毎年6月1日から同月30日までの間に、重度心身障害者等医療費受給者認定更新申請書(様式第1号)を、ひとり親家庭の父母等にあっては、毎年8月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給者認定更新申請書(様式第1号の2)に、別表第1又は別表第2に掲げる書類を添え、これを牟岐町長に提出して受給者証又は認定書(以下「受給者証等」という。)の更新を申請しなければならない。
- 2 受給者は、受給者証等の有効期間が満了したときは、当該受給者証等を直ちに牟岐町長に返還しなければならない。

(受給者証等の交付)

- 第5条 牟岐町長は、第3条、第3条の2又は前条に規定する申請書に基づいて医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、重度心身障害者にあっては、重度心身障害者等医療費受給者証等交付(更新・再交付)通知書(様式第3号)により、ひとり親家庭の父母等にあっては、ひとり親家庭等医療費受給者証等交付(更新・再交付)通知書(様式第3号の2)により、受給者証等を申請者に交付しなければならない。ただし、条例第2条第1項第2号に定める要件を具備する重度心身障害者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条に該当する者を除く。)及び同項第4号に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等が医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 牟岐町長は、医療費の助成を受ける資格を有しないと認めたときは、受給者認定申請却 下通知書(様式第4号)により、申請者に通知しなければならない。

(受給者証等の再交付)

- 第6条 受給者は、受給者証等を破り、汚し、又は失った場合には、重度心身障害者等医療 費受給者証(認定書)再交付申請書(様式第5号)により、その再交付を申請することが できる。
- 2 受給者証等を破り、又は汚した場合の申請には、前項の申請書にその受給者証等を添付しなければならない。
- 3 受給者は、受給者証等の再交付を受けた後、失った受給者証等を発見したときは、直ちにこれを牟岐町長に返還しなければならない。

(届出)

- 第7条 受給者は、居住地、氏名、その他の規則で定める事項について変更があったとき、 又は医療費の助成を受ける資格を失ったときは、14日以内に重度心身障害者等医療費助 成に関する資格内容変更届(様式第6号)により届出なければならない。
- 2 前項により届出を要する事項とは、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 助成対象者の居住地、氏名
  - (2) 被保険者名
  - (3) 保険者名
  - (4) 社会保険の種類
  - (5) 附加給付
  - (6) 資格喪失

- (7) 所得状況の変動
- 3 前項各号に規定する届書には受給者証等を添えなければならない。ただし、受給者証等 を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書を もって、これに代えることができる。

(療養費助成の手続)

- 第8条 条例第3条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする者は、重度心身障害者等医療費助成申請書(様式第7号)を牟岐町長に提出しなければならない。
- 2 条例第2条第1項第2号及び第4号に定める要件を具備する重度心身障害者等が、医療費の助成を受けようとするときは、重度心身障害者にあっては、重度心身障害者等医療費助成申請書(様式第7号の3)を、ひとり親家庭の父母等にあっては、ひとり親家庭等医療費助成申請書(様式第7号の4)を、牟岐町長に提出しなければならない。ただし、条例第2条第1項第4号に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等で高齢者医療確保法の一部負担金の助成を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費助成申請書(後用)(様式第7号の5)によるものとする。
- 3 前2項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われることを証する書類及び医療に要した費用に関する証拠書類、その他牟岐町長が必要と認めた書類を添付しなければならない。ただし、前項の申請書において、牟岐町長が必要と認めた事実が証明できる場合は、当該書類を省略することができる。
- 4 牟岐町は、第1項又は第2項及び第3項の規定により医療費助成について申請書又は請求書の提出があったときは、速やかに助成するかどうか及び助成対象額を決定し、助成することを決定したときは、受給者に対し、決定した額を支払わなければならない。

(支払の特例)

- 第9条 受給者証の交付を受けた受給者は、次の各号のいずれかに該当する療養を受けた場合を除いて、条例第3条第4項の規定による支払方法をとることができる。
  - (1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合
  - (2) 医療保険各法の規定による療養費の対象となる療養を受けた場合
  - (3) 高齢者医療確保法の規定による療養費の対象となる療養を受けた場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、牟岐町長が必要と認めた場合 (支払特例の手続)
- 第10条 受給者証の交付を受けた受給者のうち、条例第3条第4項の規定により医療を受けようとする者は、次条に規定する保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者

証を提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証若しく は組合員証又は受給者証を提出することができない者であって、受給者であることが明ら かな者については、その限りでない。

(保険医療機関等)

- 第11条 条例第3条第4項に規定する規則で定める保険医療機関等は、次に掲げるものとする。
  - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所 又は薬局
  - (2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者 (受給者の確認)
- 第12条 保険医療機関等は、受給者から診療を求められたときは、その者の提出する受給者証等によって、受給者であることを確かめるものとする。

(支払の特例)

- 第13条 牟岐町長は、条例第2条第1項に規定する重度心身障害者等が、次の各号のいず れかに該当する療養を受けた場合は、当該助成対象者に対して医療費を支給するものとす る。
  - (1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合
  - (2) 医療保険各法の規定による入院時食事療養費及び療養費の対象となる療養を受けた場合
  - (3) 老人保健法の規定による医療に関する給付を受けた場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、牟岐町長が特に必要と認めた場合 (第三者の行為による被害の届出)
- 第14条 医療費の助成事由が、第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨)並びに被害の状況を重度心身障害者等医療費助成事由(被害)届(様式第9号)により、直ちに牟岐町長に届出なければならない。

(口頭による申請等)

第15条 牟岐町長は、第3条、第4条、第6条及び第8条の申請書、請求書又は第7条の 届書(以下「申請書等」という。)を作成することができない特別の事情があると認めた ときは、申請者、請求者又は届出人の口頭による陳述を当該職員に聴取させたうえで、必 要な措置をとることによって当該申請書等の受理にかえることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書等の様式に従って 書類を作成し、これを陳述者に読み聞かせたうえで、陳述者とともに記名押印しなければ ならない。

(添付書類の省略等)

- 第16条 牟岐町長は、この規則の規定により申請書等に添えて提出する書類で、証明すべき事実が公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。
- 2 牟岐町長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めたとき は、この規則の規定により申請書等に添えなければならない書類を省略し、又はこれに代 わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

(医療費に関する処分の通知)

第17条 牟岐町長は、医療費の助成に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者、請求者又は届出人に通知するものとし、医療費の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を附記しなければならない。

附則

- 1 この規則は、昭和58年7月1日から施行する。
- 2 この規則による様式に相当する改正前の牟岐町ねたきり老人等に対する医療費の助成 に関する条例施行規則に定める様式の名称変更に係るものについては、昭和58年7月1 日から施行するものとする。

附 則(昭和59年7月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年7月4日規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和 61年7月1日から適用する。

附 則(昭和62年7月1日規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和 62年7月1日から適用する。

附 則(昭和63年7月1日規則第4号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和 63年7月1日から適用する。

附 則(平成元年6月30日規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条 第2項の規定は、平成元年7月1日から、第2条第3項の規定は昭和62年7月1日から 適用する。

附 則(平成2年7月9日規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条 第2項の規定は、平成2年7月1日から適用する。

附 則(平成3年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条 第2項の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成4年7月1日規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条 第2項の規定は、平成4年7月1日から適用する。

附 則(平成5年7月1日規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条 第2項の規定は、平成5年7月1日から適用する。

附 則(平成6年7月1日規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条 第2項及び第3項の規定は、平成6年7月1日から適用する。

附 則(平成6年10月1日規則第8号)

この規則は、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成7年3月31日規則第8号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、様式第2号から様式第2号の3の規定については、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成7年6月26日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則(平成7年7月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

附 則(平成8年7月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年7月1日から適用する。

附 則(平成9年7月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年7月1日から適用する。

附 則(平成9年9月1日規則第7号)

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 改正後の「牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第7号の3、様式第7号の4、様式第8号の2に相当する改正前の「牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第7号の3、様式第7号の4、様式第8号の2による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則(平成10年7月1日規則第8号)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年8月1日規則第13号)

この規則は、平成11年8月1日から適用する。

附 則(平成12年8月1日規則第17号)

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

ただし、様式第7号の4については、当分の間使用することができるものとする。

附 則(平成16年4月1日規則第3号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月22日規則第8号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年2月1日から適用する。
- 2 改正後の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則様式第

2号及び様式第2号の3に相当する改正前の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の 助成に関する条例施行規則様式第2号及び様式第2号の3による用紙は、当分の間、所要 の調整をして使用することができるものとする。

附 則(平成20年12月22日規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年3月1日から適用する。
- 2 平成20年2月1日前に行われた重度心身障害者等に対する医療に係る費用の助成の請求については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成20年12月22日規則第10号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際改正前の牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する 条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第5条の規定により交付を受けている 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者(高齢者医療確保法第50条第2号の政令に定め る程度の状態にある者に限る。)の受給者証等については、平成20年3月31日限り、そ の効力を失うものとする。ただし、同日以前の医療費について、牟岐町重度心身障害者等 に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年牟岐町条例第4号)による改正前の牟岐 町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第3条の助成を受ける場合は、こ の限りでない。
- 3 牟岐町長は、この規則の施行の日において、前項に規定する者が高齢者医療確保法第 50条に該当することを確認したときは、受給者証を交付するものとする。この場合にお いては、第3条の規定による申請を要しない。
- 4 第2項に規定する者(前項の規定の適用を受ける者を除く。)がその者の有する受給者 証等の有効期間において第3条の規定による申請を行う場合には、同条の規定にかかわら ず、牟岐町長は、加入医療保険に関するものを除き、申請書の記載の一部を省略し、又は 書類の提示若しくは添付を省略させることができるものとする。
- 5 この規則の施行日前に行われた重度心身障害者等に対する医療に係る医療費助成の手 続については、なお従前の例による。

附 則(平成22年9月29日規則第12号)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の「牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第1号の2、様式第2号の3、様式第2号の5、様式第7号の3、様式第7号の4、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第15号に相当する改正前の「牟岐町重度心

身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第1号の2、様式第2号の3、様式第2号の5、様式第7号の3、様式第7号の4、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第15号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則(平成24年8月1日規則第11-1号)

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

## 附則

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 改正後の「牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の 様式第1号の2、様式第2号の3、様式第2号の5、様式第3号の2、様式第7号の4及び 様式第7号の5に相当する改正前の「牟岐町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関す る条例施行規則」の様式第1号の2、様式第2号の3、様式第2号の5、様式第3号、様式 第7号の3及び様式第7号の4による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することが できるものとする。

別表第1 (第3条関係)

	重度心身障害者等医	提示書類		添付書類
	療対象者			
条例	知的障害者	医療保険証	1	療育手帳を所持していない者は、児童相談所長
第2		療育手帳		等の意見書(様式第10号)
条第			2	その他町長が必要と認める書類
1項	身体障害者手帳1級所	医療保険証	1	その他町長が必要と認める書類
第1	持者	身体障害者		
号に		手帳		
該当	身体障害者手帳2級所	医療保険証	1	医師の証明及び民生委員の意見書(身障2級用)
する	持者	身体障害者		(様式第11号)
者		手帳	2	その他町長が必要と認める書類
条例	身体障害者手帳2級所	医療保険証	1	その他町長が必要と認める書類
第2	持者	身体障害者		
条第		手帳		
1項	重複障害者	医療保険証	1	療育手帳を所持していない者は、児童相談所長

第2	身	/体障害者	等の意見書(様式第10号)
号に	手	帳 2	その他町長が必要と認める書類
該当	療	育手帳	
する			
者			

## 別表第2 (第3条関係)

重度	心身障害者等医療対象者	提示書類	添付書類
条例	① 配偶者と死別又は離	医療保険証	1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号)
第2条	婚		2 戸籍謄本(他町村に本籍のある場合)
第1項	② 配偶者の生死が不明	IJ.	1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号)
第3			2 警察署、その他官公署等の証明書 (様式第
号・第			13号)
4号に	③ 配偶者から遺棄され	II	1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号)
該当	ている		2 福祉事務所・民生委員等の証明書 (様式第
する			14号)
ひと	④ 配偶者が海外にある	IJ.	1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号)
り親	ため、扶養を受けられ		2 官公署又は民生委員の証明書(様式第15
家庭	ない		号)
の父	⑤ 配偶者が精神・身体	IJ.	1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号)
母	の障害により、長期に		2 医師の診断書(様式第10号)
	わたり労働能力を失っ		
	ている		
	⑥ 配偶者が法令により	II	1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号)
	長期にわたり拘禁		2 刑務所、その他官公署等の証明書(様式第
			10号)
	⑦ 婚姻によらないで父	II .	1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号)
	又は母となった		2 戸籍謄本(他町村に本籍のある場合)
条例第	52条第1項第3号・第4号に	II .	1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号)
該当す	る父母のない児童		2 上記①から⑦に準じ、その事実を明らかに
			する書類

様式 略